

令和5年度青森県水防協議会 議事録

日 時 令和5年4月26日（水）13時30分～15時

会 場 県庁西棟8階大会議室 青森市長島1-1-1

出席者（委員）

青森県議会建設委員会 委員長	谷川 政人
東北地方整備局 青森河川国道事務所長	山田 拓也
（代理出席 青森河川国道事務所副所長	三浦 俊明）
青森地方気象台長	島津 勝也
青森県県土整備部長	永澤 親兼
青森県危機管理局長	坂本 敏昭
（代理出席 青森県危機管理局次長	山上 良一）
青森県警察本部長	磯 丈男
（代理出席 警備第二課災害対策室長	船水 信宏）
陸上自衛隊第9師団長	田尻 祐介
（代理出席 第9師団第3部長	櫻井 秀平）
東日本電信電話株式会社 執行役員青森支店長	磯崎 崇
（代理出席 青森災害対策室長	米塚 謙治）
東北電力株式会社 青森支店長	沼畑 秀樹
（代理出席 総務広報部長	蒔苗 豊）
青森県幼少年女性防火委員会 女性防火部会長	奥田 マサ子

（事務局）

監理課、道路課、港湾空港課、防災危機管理課、農村整備課、漁港漁場整備課、

河川砂防課

内 容

1. 開会

【司会】

ただ今から令和5年度青森県水防協議会を開催いたします。

皆様、本日は御多用中のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を担当いたします堺見でございます。よろしくお願いいたします。

始めに会長代理で県土整備部長代読での御挨拶がございます。

2. 開会

【県土整備部長代読】

本日、公務が重なり知事の出席が叶いませんでした。挨拶文を託されましたので、代読させていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、本県においても、一昨年8月の大災害に引き続き昨年8月の豪雨では、県内初となる線状降水帯が確認されるなど、津軽地方を中心に、県内全域で甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところです。

さらに、今後も気候変動の影響によって、ますます水災害が激甚化、頻発化することが予測されており、県民の命を守るため、より実効性のある備えが重要となっております。

県では、これまでも、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と、「社会経済被害の最小化」の実現を目指し、ハードとソフトが一体となった取組を進めてきたほか、流域内のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」についても、昨年度から具体的取組に着手したところです。

また、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」を政策の一つとして位置付けるとともに、令和3年度から実施している「防災減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、人命、財産の被害を防止、最小化するための対策を集中的に講じているところです。

本日お諮りする令和5年度青森県水防計画書（案）は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。

委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和5年4月26日 青森県水防協議会会長 青森県知事三村申吾

代読でございます。本日はよろしく願いいたします。

3. 委員の紹介

<省略>

【司会】

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして県土整備部長に、議長をお願いいたします。

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

令和5年度青森県水防計画（案）について説明をお願いします。

最初に、河川砂防課からお願いいたします。

【事務局】

河川砂防課長の村田です。

それでは、令和5年度水防計画書（案）について、河川砂防課から御説明いたします。

お手元の水防計画書第8章237ページをお開きください。

先ほど会長挨拶にもありました、水防法が定めるところの水防計画の目的、それからこの水防協議会の開催の目的について今一度御説明させていただきます。

水防法第7条「都道府県の水防計画」、こちらを少し読ませていただきます。

「都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされているところでございます。

続きまして、次の238ページ中段にございます、第8条「都道府県水防協議会」、こちらを読ませていただきますと、「都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。」とされているところです。

このため、本日この水防法に基づき、令和5年度水防計画書（案）の概要と修正事項について御説明いたしますので改めまして、御審議のほどよろしく申し上げます。

県河川砂防課企画・防災グループの三橋と申します。

私から水防計画書（案）について、御説明したいと思います。

まず表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっております。

第1章が「総則」、第2章が「水防組織と水防体制」、次のページに移りまして、第3章が「気象情報及び水防情報等の連絡」、第4章には「水防施設」、5章は「雨量水位及び潮位」、第6章「重要水防箇所」、ページめくっていただきまして、第7章「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」、第8章「法令規則等」、第9章「資料編」となっております。

各章ごとに簡単に御説明します。

それではまず、第1章「総則」となります。3ページをご覧ください。

3ページ上段では水防計画の目的、3ページから5ページにかけては、水防計画内で使用する用語の定義について記載しています。

6ページをご覧ください。

6ページから8ページにかけて、第3節「水防の責任等」、第4節「津波における留意事項」と続き、最後に第5節「安全配慮」ということで、水防活動時の水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項を記載しております。こちらにつきましては昨年度からの変更はございません。

続きまして第2章をご覧ください。

11ページ、第1節には「国における水防組織」を記載しております。

続いて13ページをご覧ください。

13ページには、「県における水防組織と水防体制」について記載しております。県では、県内の水防管理団体が行う水防の統括連絡を取るために、知事を本部長とする水防本部を設置しております。

さらに1枚めくっていただいて、15ページには、この水防本部のもと、各地域県民局地域整備部長を支部長とした支部の水防体制を記載しております。

続いて16ページは、県の水防体制、水防指令について記載しております。県では、大雨などにより河川の水位が上昇し、水位基準の水位に達したとき、又は水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事又は水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中段に示した表のとおり水防配備体制をとるということとしております。

17ページ、水防指令の伝達系統図をご覧ください。

この系統図の右上に記載されております水防管理団体である市町村には、各地域県民局地域整備部長等から伝達されるということになります。

なおここまでの水防組織等について変更等はございません。

18ページをご覧ください。

18ページからは第3節として、「水防管理団体における水防組織と水防体制」について記載しております。

20ページをご覧ください。

20ページから21ページにかけて、指定水防管理団体と水防要員について記載しております。

この指定水防管理団体というのは、水防法第4条に基づきまして、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして、県が指定した団体になっておりまして、21ページの表下段に記載のとおり、令和5年1月現在で32団体、水防要員は15,672人となっております。なお、水防要員の人数は、昨年から560人減となっております。

22ページをご覧ください。

こちらは、非指定水防管理団体の水防要員について、記載しております。

非指定水防管理団体はこちらも22ページの表下段に記載のとおり、8団体で、水防要員は1,267名となっております。人数は昨年から1人減となっております。

続きまして、23ページ下段から第4節には、大規模氾濫減災協議会を記載しております。

国の協議会としては、「岩木川」「馬淵川」及び「高瀬川」の3つの協議会があります。県の協議会としては、「青森圏域」「三八・上北圏域」「西北圏域」及び「むつ圏域」の4つの協議会があり、各ホームページアドレスを記載しております。

24ページから26ページにかけて、第5節として「水防活動」の具体的な内容を記載しております。

29ページから30ページには第6節として、河川管理者の「協力及び援助」ということで、水位情報の提供やホットライン等について記載しております。

また、31ページに移りまして、第7節には「費用負担と公用負担」の内容を記載しております。こちらについても特に変更はございません。

35ページをご覧ください。

第3章は、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。

第1節は、「気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報」の種類及び発表基準について記載しております。

36ページから44ページまでには、青森地方気象台が発表する大雨・洪水・高潮の注意報や警報について、市町村別の発表基準が記載されております。

それに続く45ページから47ページにつきましては、津波に関する警報注意報等の種類及びその発表基準を記載しております。

続きまして48ページをご覧ください。気象警報等の伝達について記載しております。

この気象警報等につきましては、青森地方気象台から関係機関に防災情報提供システム等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課からも、県の各機関及び水防管理団体等へ通知する仕組みということになっております。

続きまして49ページをご覧ください。

第2節「水防警報」になります。

水防警報は洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものです。国土交通省が行う水防警報の種類・内容・発表基準については中段の表に記載しております。

50ページをご覧ください。

国では、上段の表に示す河川について、水防警報を行うというふうに指定をしております。発表する区域や発表基準の推移等を記載しております。

51ページから53ページには、河川ごとの伝達系統図を記載しております。

54ページには、県が行う水防警報について記載しております。

水防警報の種類・内容・発表基準につきましては国と同様ということになります。

県が水防警報を行う河川につきましては、55ページから58ページまでの表に記載してあり、岩木川水系の浪岡川を初めとする38河川の水防警報の発表を受け、発表基準の水位を記載しております。

この中で、59ページ表中の水防警報の発表基準水位（県）の下段、三八地域県民局管内の馬淵川水系の熊原川について変更点がございます。

熊原川の橋ノ下の観測所の水位について、周辺の河川改修が一定区間で終了したことに伴い、避難判断水位と氾濫危険水位について見直し、水位の引き上げを行っております。なお、水防団待機水位と氾濫注意水位について変更はございません。

お手元の参考資料の黄色で塗りつぶされた部分に変更点ということになります。

上の方に見直し前と見直し後と記載がありますが、避難判断水位につきましては、見直し前が2.8mに対して見直し後が4.6m、氾濫危険水位につきましては、見直し前が3.1mに対して見直しが5.0mとなっております。

水防計画書（案）に戻りまして、61ページから62ページには水防警報連絡系統図と水防警報伝達文について記載しております。

続きまして63ページ、第3節の「指定河川洪水予報」になります。

この洪水予報とは、洪水により相当の損害が生じる恐れがあるものとして、国又は県が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときに、气象台と共同して、関連情報を水防管理者等に通知するものとなります。

64ページをご覧ください。国土交通省が所管する4河川で洪水予報を行っております。

このページの下段の方の表には、それぞれの河川での洪水予報を発表する水位基準というものを記載しております。

65ページから67ページにかけては、それぞれの洪水予報河川での伝達系統図68ページから81ページまで、こちらの洪水予報の発表形式を記載しております。

続きまして82ページをお願いいたします。

ここからは県の洪水予報について記載しております。

82から83ページは、県が洪水予報を行う堤川など計5河川について、洪水予報の実施区域及び発表する基準水位等について記載しております。

84ページから87ページは、それぞれの河川における洪水予報の伝達系統図を記載しております。

88ページから95ページは、洪水予報の発表形式を記載しております。

続きまして96ページをご覧ください。

96ページは、第4節「水位周知河川と水位到達情報の周知」になります。

水位周知河川というのは、先ほど御説明しました洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を損する河川として、国又は県が指定した河川ということになります。

避難の目安となる水位を設定して、その水位に達したときは、水防管理者への通知、報道機関等による一般住民の周知を行います。

96ページの下段には、国土交通省が水位情報の通知等を行う区域及び発表基準水位を記載し、続く97ページには、情報伝達系統図を記載しております。

99ページから101ページは、県が指定している水位周知河川ということで、浪岡川を初めとする34河川について、県が水位情報の通知等を行う区域及び発表基準水位を記載しております。

101ページの馬淵川水系熊原川橋ノ下観測所につきましては、先ほども御説明しました避難判断水位と氾濫危険水位の見直しに伴って、同様に見直しを加えております。

続きまして102ページは、県の水位周知河川の水位到達情報伝達系統図になります。

103ページから104ページが県から関係機関への水位到達情報伝達文になります。

続きまして105ページ、第5節「津波に関する水防警報」になります。

105ページから107ページには、津波警報等の海洋津波情報などの御説明を記載しております。

続く第6節は、「ダム放流に伴う通報」になります。

108ページから109ページは、国土交通省が管理する津軽ダムと浅瀬石川ダムの通報系統図を記載しております。

また、111ページから112ページは、県の県土整備部が所管する9つのダムについて、113ページから114ページは、県の農林水産部が所管する9つの防災ダムについて、それぞれ記載しています。

続きまして、115ページから116ページは、同じく県の農林水産部が所管する6つの利水ダムの放流に伴う通報について記載しております。

続いて、117ページをご覧ください。

こちら第7節「十川筋排水調整」となります。

こちらは十川と、それに接続する農業用排水との調整につきまして、昨年8月の大雨の対応を踏まえ、排水規則の伝達系統図等につきまして、実態に合わせて確実に情報が伝達されるよう地元自治体や県などによる対策協議会において再整理し、修正を加えたものとなります。

また、昨日もこの件に関する協議会が開催されておりまして、その協議会の中で一部内容が修正となりましたので、お手元に差替版をお配りしております。

続きまして、119ページをご覧ください。

119ページから133ページにかけては、「水防連絡表」を記載しております。

以上が第3章になります。

続きまして135ページからの第4章「水防施設」に移ります。

こちらは、国、県及び水防管理団体が管理する水防施設について記載したものととなります。

137ページから148ページにかけては、水防倉庫の資機材の備蓄基準及び県、水防管理団体、国の水防倉庫の所在地と、令和5年1月現在の資機材の備蓄状況を記載しております。

続きまして、149ページから150ページになりますけども、水防区域内にある商店や資材業者等が保有している水防資機材の備蓄状況を記載しております。

続きまして、151ページから153ページは、「水防用土取場調書」になります。

水防等で使用する土取場の所在地及び調達可能数量をそれぞれ記載しています。

続きまして、155ページの第5章「雨量、水位及び潮位」になります。

157ページから179ページは、第1節では国土交通省、青森地方气象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について掲載しております。

続く180ページから197ページは、第2節「水位の通報と観測所」として、国土交通省及び県が所管する水位観測所について記載しております。

なお、これら観測所の位置につきましては第9章「資料編」ということとなりますけども、こちらにその位置図を掲載しております。

この観測所につきましては、昨年8月の大雨災害によって、一部の水位観測所で既往最大水位が更新されております。

198から199ページにかけては、国の潮位観測所について、200ページから202ページにかけては、国が設置している危機管理型水位計について記載しております。

203ページは第5節「雨量・水位等の公表」になります。

現在、県や国が一般に情報提供している情報等につきましては、ウェブサイトを開設して公表しております。

青森県河川砂防課では、雨量・河川水位・ダム情報などを一括提供する青森県河川砂防情報提供システムを平成23年3月から運用しております。

続きまして、205ページの第6章「重要水防箇所」に移らせていただきます。

207ページをご覧ください。

県では、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所について、「水防上最も重要な区間」を区間A、「水防上重要な区間」を区間Bとして区分しております。

208ページから220ページには、重要水防箇所の一覧を掲載しております。

なお、位置図につきましては、第9章の「資料編」に掲載しております。

続きまして225ページをお開きください。

第7章「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」になります。

227ページから228ページには、国及び県の洪水の浸水想定区域と高潮浸水想定区域の指定状況について記載しております。

このうち228ページの高潮の浸水想定区域につきましては、令和5年3月24日に県内で初めて青森市と蓬田村の区域を指定しております。

これにつきましては後ほど、話題提供の場において県港湾空港課から御説明いたします。

なお、洪水の浸水想定対区域につきましては、今回新たに追加、変更の河川はございませんが、令和3年の水防法改正により、小規模河川も対象ということになりましたので、現在対象河川の指定公表に向けて作業を進めているところになります。

230ページは、第2節「津波対応」を記載しております。

続いて、233ページの第8章「法令規則等」では、水防法や気象業務法などの法令規則、水防工法の種類や水防活動実施報告書などについて記載しております。

詳細については、ここでは省略させていただきます。

最後に、327ページ「資料編」には、雨量・水位観測所等位置図と重要水防箇所図が掲載されております。

以上が私からの全体の御説明と河川砂防課所管分の修正点になります。

【議長】

はい、ありがとうございました。

次に、農村整備課さんをお願いします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の安田と申します。よろしくお願いいたします。

農村整備関係につきましては、3点ほど御説明させていただきます。

17ページをご覧ください。

こちらの水防連絡伝達系統図における農村整備課の位置付けとしましては、農村整備防災班として、河川砂防防災班から通知を受け、各地域農林水産部へ通知や情報の収集等を行っております。

農村整備課内では、災害対策担当と防災ダム担当、それと利水ダム担当、排水状況連絡担当の4つの担当を設けて、それぞれの業務に当たることとしています。

地域農林水産部においては、地域農林水産部長を本部長として水防体制を組織しまして、洪水等の発生時にはですね、農村整備課と連絡をとりながら、状況の把握を行うということにしております。

続きまして、113ページから114ページをご覧くださいと思います。

こちら、農林水産部所管が所管する9ヶ所のダムにつきましては、防災ダムとなっております。

115ページから116ページに記載している6つのダムは利水ダムとなっています。

各地域農林水産部においては、これらのダムを適切に管理するように努めているところで
す。

洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しく変化が生じる場合につきましては、ダムから事前に警報、スピーカーなどを用いた下流住民への注意、警戒を促し、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者等に速やかに通知を行う体制で取り組んでいます。

最後に、223ページをご覧ください。

ここには、「農業用ため池の防災減災対策について」参考に記載しています。

令和4年3月末現在に県が把握しているため池は1,694ヶ所あります。そのうち、かんがい受益面積0.5ヘクタール以上のため池と、決壊した場合に人家や病院、学校等の重要な公共施設に影響を与える恐れがあるため池については、平成25年度から26年度にかけて点検を行っています。

点検の結果は、関係市町村に周知しているほか、ため池管理マニュアルに基づいた適切な管理やハザードマップの作成と公表等を関係市町村に対して指導してきたところです。

一部の防災重点ため池を含めて点検した結果、洪水の流下能力や耐震性能等に関して、より詳細な調査が必要だと判断したため池については、青森県ため池の安全安心力アップ長期プランに基づき、優先順位を定めて、順次詳細調査を実施していくこととし、国の補助事業を活用した改修工事などに取り組んでいくこととしています。

以上3点、農村整備課の御説明を終わります。

【議長】

ありがとうございました。

そうしましたら、これまでの説明について御意見御質問ございましたらお願いいたします。

特にないでしょうか。

それでは、御意見御質問がないようですので、令和5年度青森県水防計画（案）については原案のとおりとして、御異議ございませんでしょうか。

《各委員》 異議なし

御異議ないようですので、本計画案を承認することといたします。

その他、青森河川国道事務所、青森地方气象台、河川砂防課、港湾空港課から情報提供がございました。

まず、青森河川国道事務所三浦様、よろしく願いいたします。

【河川国道事務所】

青森河川国道事務所三浦でございます。

青森河川国道事務所からの情報提供としましては、東北地方整備局河川事務所には、元々調査担当の課として調査第一課という課がありましたが、課名を流域治水課と全ての事務所で変えておりますので、そのお知らせをしたいと思います。

今後とも県はじめ、各自治体や民間団体と強力に流域治水を推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、水防計画書では、調査第一課と記載されている部分につきましても流域治水課に変える必要がございますので、こちらの方もよろしく願いいたします。

また、高瀬川河川事務所については、調査課がなくなりまして、現在工務課のみとなっておりますので、こちらについても御確認いただければと思います。

以上でございます。

【議長】

三浦様ありがとうございました。

次に、青森地方气象台島津様よろしく願いいたします。

【青森地方気象台】

青森地方気象台の島津と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、お手元に「顕著な大雨に関する気象情報をより早く提供します」という資料をお配りさせていただいています。こちらについて、簡単に御説明させていただきます。

この顕著な大雨に関する情報につきましては、現在線状降水帯の発生をもって発表しているところですが、雨量予測も用いた予測の段階で設定した基準に到達する見込みの場合には、30分程度早く発表する運用を来月5月25日から開始する予定です。

このことによって少しでも早く危機感をお伝えすることができますので、早めの防災対応に役立てていただければと考えております。なお、5月25日の運用開始ですが、悪天候と重なった場合は順延する可能性があることを申し添えさせていただきます。

私からの報告は以上となります。

【議長】

島津様ありがとうございます。

次に河川砂防課、お願いします。

【事務局】

河川砂防課の寺沢と申します。

昨年令和4年8月の大雨の被害状況について、情報提供させていただきます。

別添資料をご覧ください。

令和4年8月3日からの雨について、図中の色がついた箇所が24時間雨量80mm以上を記録したところになります。県内ほぼ全域が24時間80mm以上という雨を記録しました。また、県内で初めて線状降水帯が津軽地方で確認されました。

令和4年8月9日からの雨について、こちらは津軽地方を中心に非常に激しい降雨となりました。9日には記録的短時間大雨情報が2回発表されるなど、主に西津軽を中心に大雨となり、県で設置している中村上流観測所では、最大24時間雨量が369mmとなりました。これは

下段の真ん中のグラフにあります。過去最大の167mmに対しておよそ2.2倍という大変激しい雨となりました。

2 ページ目には道路災害、3 ページ目には河川災害の被害状況写真を掲載しております。

2 ページ目の中段左側をご覧ください。深浦町の岩崎西目屋弘前線で道路が交通不能になりました。続いて、中段右側をご覧ください。国道101号深浦町黒崎で、土砂崩れが五能線の線路まで達しました。

3 ページ目の河川であれば、左下中村川水系中村川が氾濫し、街中で大規模な浸水被害が発生しました。下段右側、岩木川水系中里川、山田川で堤防が決壊し、田んぼが大規模に浸水するというような被災が発生しております。

4 ページ目は、災害査定を受け決定した公共土木施設の被災状況になります。令和4年11月から12月までにかけて公共土木施設の災害査定は行われましたが、被災箇所が533ヶ所、既決定金額は143億円ということで、過去20年においては、被災箇所、被害金額は最大となりました。

5 ページ目はそれを市町村別に表したのですが、ほぼ半分ほどが鱒ヶ沢町と深浦町ということがわかりいただけるかと思います。

以上簡単ですが、令和4年8月豪雨の被災状況について御説明させていただきました。

【議長】

はい、ありがとうございました。

次に港湾空港課、お願いします。

【事務局】

港湾空港課の堀木です。高潮浸水想定区域の公表について御説明させていただきたいと思っております。

背景といたしましては、平成27年5月に水防法が改正され、想定区域高潮による浸水想定区域を公表することが義務づけられております。

1951年から2018年までに発生した台風のうち、青森港に影響を及ぼしたF58台風を分析し、最も被害の大きい5つの台風でシミュレーションを行いました。

その結果、青森市の浸水域ですが、例えば図面内の最大浸水、2.69mとなっているところは青い海公園の場所になっております。

青森県庁におきましても最大水深0.9mというような結果が出ております。

また直近では、平成28年度に青森市青森港において浸水被害を受けております。

そういった関係もありまして今後、これらの高潮について状況を通知するシステムも構築していく所存です。

以上、簡単ですが、高潮シミュレーションについての御説明を終わらせていただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございました。

これまでの情報提供について、御意見御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案の審議等は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

【議長】

ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度青森県水防協議会を閉会といたします。

本日は御出席いただき、誠にありがとうございました。